

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成12年1月18日

住 所 大館市花岡町字堤沢42番地

氏 名 株式会社 エコリサイクル
代表取締役社長 前田 吉彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

秋 田 県 知 事 寺 田 典 城



許可の年月日	平成12年1月18日	許可番号	館保-5579
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	(施設の種類) 廃プラスチック類の破碎施設 (産業廃棄物の種類) 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず		
設置場所	大館市花岡町字堂屋敷30番2		
処理能力	96t/日(16時間)		
許可の条件			
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

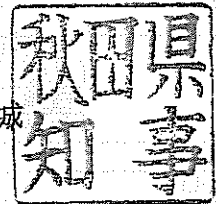
平成17年 1 月 25 日

住所 秋田県大館市花岡町字堤沢42番地

氏名 株式会社 エコリサイクル
代表取締役社長 大日方 司郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

秋田県知事 寺田 典城



許可の年月日	平成17年 1 月 25 日	許可番号	館福環-6555
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類		施設の種類： 廃プラスチック類等の破碎施設 処理する産業廃棄物の種類： 裏面のとおり	
設置場所	秋田県大館市花岡町字堂屋敷30番2		
処理能力	処理能力： 12.8 t/日 処理能力： 800 kg/h 処理方式： 破碎	(m3/日) 日稼動時間： 16 時間 (m3/h)	
許可の条件			
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>		
留意事項	<p>1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。</p> <p>2. 計画内容等に変更があった場合は当所に速やかに連絡し、指示を受けること。</p> <p>3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 (詳細は平成 17 年 1 月 25 日付け 館福環-6555 秋田県大館保健所長通知による。)</p> <p>(教示) この許可に不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に環境大臣に対して審査請求することができます。</p>		